

## 仕様書

- (1) 事業名称 東日本大震災被災者支援「岩手県大船渡市における住宅用ソーラー設置事業」
- (2) 事業目的 太陽光パネルを設置し、電気代の節約と余剰電力の売却を通じて、東日本大震災によって被災した、生活基盤の弱い障がい者世帯の生活再建を長期的に支援すること。
- (3) 施工場所 岩手県大船渡市
- (4) 施工内容 戸別住宅における住宅用太陽光発電システムの導入
- (5) 設置規模
  - ①設置軒数：13軒
  - ②設置するモジュール全部の最大出力規模（目安）：計40kW
  - ③1世帯あたりの最大出力規模（平均）：3.1kW

※各世帯における具体的な設置規模は、落札者様との協議の上で決定致しますが、概ね1世帯当たり2.5～3.5kWの間に留まります。
- (6) 施工期日 平成 25 年 5 月 31 日（金）まで
- (7) 設備基本仕様
  - ・ 住宅の屋根等への設置に適した、低圧系統及び逆潮流有りで連系し、発生電力を電力会社に供給できる設備であること。
  - ・ 一般社団法人太陽光発電協会内太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が規定する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書（J-PEC 第 0810-0011 号）の要件に適合し、J-PEC に登録されている設備であること。
  - ・ 上掲仕様書（J-PEC 第 0810-0011 号）に記載される、関連する法令やガイドライン等に適合する設備であること。
  - ・ 一般財団法人電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証（「JETPVm 認証」）を受けている設備であること。
- (8) 設備設置仕様
  - ・ 設置は、各太陽光発電メーカーの基準に従って行うこと。
  - ・ 設置に際しては、施工前に各受益世帯の世帯主等と協議の上、利用者の安全及び生活に支障を生じさせない工程及び工法を計画すること。
  - ・ 設置に伴い、設置家屋及び居住者等に損害を与えた時又は安全上の問題が生じた時は、設置事業者の負担により、その損害を賠償すること。
  - ・ 必要に応じて、パワーコンディショナーの屋内設置等を含む塩害対策や台風時の暴風雨対策を講じること。
  - ・ ソーラーの円滑かつ安定的な稼働及び効率的な売電に必要な措置を講じること。

(9) 契約方式

- ・ 設置に係る契約は、各受益世帯と本入札の落札者である施工業者との間の個別の工事請負契約とする。※したがって、モジュールの選定や工事の方法等、施工に関する詳細については原則、落札者が各受益世帯と協議して決定すること。
- ・ 設置に係る支払いは、別添第2号の契約書に基づき実施する。